

平成30年6月20日

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害救助法の適用について

Next 少額短期保険株式会社

今回の平成30年大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、以下のとおり「災害救助法適用時の特別措置」を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

記

「災害救助法適用時の特別措置」により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続きおよび保険料のお支払いを、災害救助法が適用された日から一定期間猶予させていただきます。

この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口または弊社代理店までお申し出ください。

お問い合わせ先：03-6809-5230

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日、弊社規程の休業日を除く）

| 災害救助法適用地域 | 法適用日 |
|---|------------|
| 大阪府 大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市 茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市 三島郡島本町 | 平成30年6月18日 |

以上